

平成29年 7 月11日

第43回指定都市市長会議（第 1 部）

午前10時開会

○事務局長 定刻となりましたので、ただいまから第43回指定都市市長会議（第1部）を開催させていただきます。

指定都市市長会事務局長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

各市長におかれましては御多忙のところ、会議に御出席いただき、まことにありがとうございます。また、平素より指定都市市長会の諸活動につきまして御尽力を賜り、心から御礼申し上げます。

本日の資料につきましては、机上に配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開会に当たりまして、指定都市市長会の林会長から御挨拶をいただきたいと存じます。

○横浜市長 皆様、おはようございます。公務御多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、スケジュールの関係から市長会議を午前と午後の2部に分けて開催させていただきます。また、午前中には第31回総務大臣との懇談会を予定しております。部会・プロジェクトは午後には開催されます。夕方まで会議が続きますが、本日一日、どうぞよろしくお願いいたします。

先週、九州北部地方を襲った豪雨災害では、大勢の方が被害に遭われました。この場をお借りして、被害に遭われた皆様へ心からのお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。九州地方の3市の市長の皆様には、災害への御対応等でお忙しいところと拝察いたしますが、本日は御出席賜り、誠にありがとうございます。この豪雨災害では、またしても自然の脅威をまざまざと見せつけられました。住民の皆様の命を守るために基礎自治体として何をしなければならないのかを改めて考えさせられました。

異常気象が頻発する時代となり、「異常」ではなく、もはや「通常」だと考えなければいけないのではないかと思います。しかし、これまでの常識では通用しない事象に対しても、指定都市は市民生活と地域経済を守るという使命を確実に果たしていかなければなりません。指定都市としての総合力が必要となる場面がこれまで以上に増えてくるものと思いますので、皆様と御一緒に取り組んでまいりたいと思います。

5月22日、23日に広島で開催した指定都市サミットin広島においては、松井市長をはじ

め広島市の皆様に、さまざまな御配慮をいただきました。改めて感謝を申し上げたいと思います。

この間、国政では、先月18日に閉会した第193回通常国会で、私たち指定都市に関係のある数々の重要法案が成立いたしました。特に申し上げますと、都道府県知事と指定都市市長が内部統制等に関する方針の策定等を定めることを盛り込んだ「地方自治法」の改正がございます。また、市長会議でも議論となり、当会で要請活動を行ったいわゆる民泊に関して、「住宅宿泊事業法（民泊新法）」が成立しました。この新法については、門川京都市市長が中心となり、指定都市として国での制度検討の動きを注視し、現場の知見、経験に基づく意見を適切な時期にお伝えすることができたと思います。感謝申し上げます。

こうした、機動力と実効性のある活動を展開できるのが、指定都市市長会の強みでございます。さらに、御担当の市の皆様に、指定都市市長会としての要請活動や提言を行っていただきました。久元神戸市長、大森岡山市長、松井広島市長には公務でお忙しい中、大変お手数をおかけいたしました。こうした活動の1つ1つの積み重ねが、指定都市市長会の発信力、指定都市20市の存在感を高めていると実感しております。

本日の高市総務大臣との懇談会は、指定都市のトップが一堂にそろい、総務大臣に対して直接、指定都市市長会の考えをお伝えすることができる、またとない機会です。この第1部の市長会議では、総務大臣にお渡しする要請文の案について、御議論をいただきます。より効果的な要請となるよう、皆様から御意見を賜りたいと思います。また、午後の市長会議では、国への要請や提言が議題として提案されます。20市の市長間でしっかりと議論いたしまして、指定都市市長会の考えを国へ届けてまいりたいと思います。これからも指定都市の現場感覚と、大都市としての総合力を活かして、積極的な活動を行っていきたいと思います。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長　ありがとうございました。

本日の市長会議第1部ですが、熊谷千葉市長、田辺静岡市長、吉村大阪市長、竹山堺市長におかれましては公務のため御欠席、また、新潟市は副市長に代理出席をいただいております。

ここで、報道の方をお願いいたします。これ以降につきましては、記者席のほうからの取材ということで、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入りたいと存じますが、指定都市市長会規約第9条第5項によりまし

て、会長が議長になることになっておりますので、林会長、よろしくお願いいたします。

○横浜市長 それでは、規約に従いまして会議の議長を務めさせていただきます。

この後、11時から総務大臣との懇談を予定しておりますので、各市長におかれましては、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

「第31回総務大臣と指定都市市長との懇談会における要請」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 本日、この後、11時から予定しております第31回総務大臣と指定都市市長との懇談会において要請する事項として、5項目をまとめさせていただきました。

内容について、御説明申し上げます。

まず、前文でございますが、重要政策である「地方創生」推進のため、指定都市が能力を十分に発揮できるよう、指定都市制度や地方財政制度の諸課題の解決に向けての提案を取りまとめた趣旨を記載しております。

裏面をお願いいたします。要望項目1の「地方分権改革の推進と多様な大都市制度の早期実現」につきましては、指定都市が持つポテンシャルを最大限発揮できるよう、さらなる事務・権限の移譲、役割に見合った財源の拡充など、地方分権改革を推進すること。従来から指定都市が提案している「特別自治市」など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。この2点を提案するものでございます。

2点目の「地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止」では、国の歳出削減を目的とした地方交付税総額の一方的な削減は行わないこと。地方交付税総額は、歳出特別枠を堅持するとともに、地方の財政需要や収入を的確に見込むことで必要額を確保すること。地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げで対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。大都市特有の財政需要を地方交付税の算定に的確に反映させるとともに、地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。地方の保有する基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減を行わないことを求めるものでございます。

3点目の「大都市税源の拡充強化」では、大都市特有の財政需要等に対応するため、個人・法人所得課税、消費・流通課税等の税源移譲により大都市税源の拡充強化を図るこ

と。新たに国・道府県から指定都市に移譲される事務・権限についても、必要な財源について、税制上の措置を講ずること。固定資産税は、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図り、特に土地の負担調整措置については、平成30年度評価替時に現行の据え置き措置を廃止し、負担水準を70%に収れんさせる制度とすること。償却資産に対する固定資産税の制度を堅持し、国の経済対策などの観点からの見直しを行わないこと。平成28年度税制改正での時限的な特例措置については延長、拡大を行わないことを求めるものでございます。

4点目の「大規模災害に備えた体制作りについて」では、「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会報告書」を踏まえ、応援職員の派遣の仕組みを早期に制度化するとともに、国、都道府県、指定都市等による定期的な訓練を実施すること。被災市町村のマネジメントを支援する仕組みの構築に必要な人材確保・育成について、既存の研修制度等と整合性を図りながら、効果的な研修・訓練等の機会を提供すること。大規模災害時の応援職員の派遣等に要する費用に対する財政措置を制度化し、円滑な支援の実施を促進することを提案するものでございます。

最後、5点目の「地方創生の一層の推進」では、連携中枢都市圏構想について、圏域全体の持続的発展につながる連携の取り組みを一層推進できるよう、制度を法制化するとともに、財政面も含めた支援を強化すること。各都市が課題解決に向け、近隣市町村と連携して取り組みを進め、圏域全体で活性化を図っていく必要があり、地域の実情に合わせた市町村間の連携が進むよう、同構想の三大都市圏における対象要件を緩和することを求めるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○横浜市長 御説明ありがとうございました。総務大臣への要請事項でございますが、1から5まで5点御説明申し上げました。全体に対して、各市長様から御意見があれば頂戴したいと思います。

よろしいですか。それでは、原案のとおり決定させていただきますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 どうもありがとうございます。御賛同いただきましたので、この後の総務大臣との懇談会において、ただいま確定した内容で要請書を提出させていただきます。よろ

しくお願いいたします。

また、後ほどの総務大臣に対する御説明のときには、私から御挨拶をさせていただきますが、何人かの市長様に、この1から5について御説明をいただく予定になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上で、第1部で予定していた案件は終了しました。ありがとうございました。

その他で何か御意見・御質問はございますか。

河村市長、お願いします。

○名古屋市長 終わってからでいいんですけども、長年の歴史があり、言っても賛成されないのもむなしいことですが、しょっちゅう言っているように、臨財債をやめろという話です。実は、こういうことをやって交付税で現金をくれと言いますと、普通の場合は、やっぱり国は増税することになるんです。だから、特に指定都市では、実際は民間に金が余っているのであって、その余っている金を債権という格好で自治体が使ったほうが、その自治体でお金が回るし、増税にもならないし、実際はこのほうがいいんです。いつか利息を払わなければならない日が来ますけれども、お金には常に利息が発生するものでありまして、利息を払うにしたってそれは国民所得になるので、今はいわゆる借金とは違います。実は、指定都市では膨大な金が余っておりますのでね。特に貿易の盛んな経常収支黒字が発生するところは余っておりますので、固有財源をつくるのはいいけれども、現金をくれというのは実は増税を意味しており、結局は地方をへたらせるということになるが、従来の議論では、そう言ってもなかなか誰も信じてくれないので、仕方がない。どちらでもいいわけではないが、ここに1つの大きなトリックがあるということで、発言がなかったではいかぬので、それは議事録に残しておいてもらわないと。そういう人がおりました、誰も賛成しませんでしたということで結構でございます。結構ではないけれども、しようがない。

○横浜市長 どうもありがとうございます。河村名古屋市長は以前からそういう御意見をお持ちで、今日も改めて聞かせていただきました。もしよろしければ、懇談会の中では自由な発言の機会もあると思いますので、最後に少し述べられてもいいのかと思います。

○名古屋市長　むなしいですから。

○横浜市長　この件については、皆様の御意見はよろしいですか。

どうもありがとうございました。

それでは、これで第1部は終了です。後ほどの懇談会への御参加よろしく願いいたします。

○事務局長　ありがとうございました。

事務局より御連絡させていただきます。この後、11時より、会場を隣のコスモスⅠに移しまして、第31回総務大臣と指定都市市長との懇談会を開催いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時15分閉会